



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 7 8 号 令和 8 年 8 月 1 0 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 2 3	第 5 5 回採石業務管理者試験を実施する件	河川政策課

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 0	施設警備業務 2 級検定の実施期日等を公表する件	
1 1	検定合格者審査を実施する件	

徳島県告示第423号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第55回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月10日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 試験の日時

令和8年10月9日（金曜日）午前10時から正午まで

2 試験の場所

徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁8階804会議室

3 受験願書の受付期間

令和8年9月8日（火曜日）から同月24日（木曜日）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月24日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 受験願書等の請求先

徳島県県土整備部河川政策課及び各徳島県県土整備事務所（支所を含む。）

5 受験願書等の提出先

徳島市万代町一丁目1番地 徳島県県土整備部河川政策課

6 受験手続

受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によるもの）に写真（受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）及び返信用封筒（表面に住所及び氏名を記載し、320円に相当する額の切手を貼ったもの）を添付して提出すること。

7 受験手数料

8,100円（その額に相当する額の徳島県収入証紙、又は指定の4連納付書で支払い受領した納付済証を受験願書に貼付すること。）

8 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川政策課（電話088-621-2571）へすること。

徳島県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年8月10日

徳島県公安委員会委員長 三 谷 郁 彦

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和8年11月30日（月）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

3 受検定員

30人

4 受検資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 徳島県内に住所を有する者

(2) 徳島県外に住所を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和8年9月28日（月）から同年10月2日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和8年10月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として16,000円を、徳島県収入証紙、キャッシュレス決済又は現金により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、警笛、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）を持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 発熱、体調不良等の疑いがある者、体調に不安のある者等については、受検を認めない場合がある。

(3) 天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更等する場合は、検定申請者又は受検者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

9 問合せ先

この検定又は検定手数料に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。

徳島県公安委員会告示第11号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施するものに限る。以下「検定合格者審査」という。）を実施することとしたので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和8年8月10日

徳島県公安委員会委員長 三 谷 郁 彦

1 検定合格者審査を行う警備業務の種別及び級

検定合格者審査は、次に掲げる警備業務の種別ごとに、それぞれ1級（検定規則第4条に規定する検定の区分の1級をいう。以下同じ。）及び2級（同条に規定する検定の区分の2級をいう。以下同じ。）について実施する。

- (1) 空港保安警備業務（検定規則第1条第1号に規定する空港保安警備業務をいう。）
- (2) 施設警備業務（検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務をいう。）
- (3) 交通誘導警備業務（検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務（検定規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務をいう。）
- (5) 貴重品運搬警備業務（検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務をいう。）

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

ア 令和8年10月23日（金）の午前9時から正午までの間とする。ただし、終了時刻にあつては、状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までの間とする。

イ 実施期日において、1の(1)から(5)までに掲げる警備業務に係る全ての検定合格者審査を実施する。

(2) 実施場所

徳島県警察本部

（徳島市万代町2丁目5番地1 電話088-622-3101）

3 定員

検定合格者審査の定員は、15人とする。

なお、この定員は、1の(1)から(5)までに掲げる警備業務に係る検定合格者審査を受ける者の総数とする。

4 対象者

検定規則附則第6条各号に定める者（検定規則附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。）とする。

5 検定合格者審査の申請手続

(1) 検定合格者審査の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定合格者審査を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活

安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、予約を行うこと。

- (イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和8年9月3日（木）、同月4日（金）、同月7日（月）から同月9日（水）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 予約番号の付与

電話予約を行った者が4に規定する対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

- (ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。
- (イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。
- (ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。
- (エ) 検定合格者審査を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 審査申請書の提出

ア 検定合格者審査の申請ができる者

検定合格者審査の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「審査申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

審査申請書（検定規則附則第10条第1項に規定する審査申請書をいう。以下同じ。）1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
- (イ) 現に有する旧合格証（検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条に規定する合格証をいう。以下同じ。）の写し 1通
- (ウ) 徳島県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が徳島県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を徳島県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。） 1通
- (エ) 徳島県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として徳島県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を徳島県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。） 1通

ウ 提出先及び提出者

審査申請書及びその添付書類（以下「審査申請書等」という。）は、次のいずれかに掲げる警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に、審査申請者本人が持参の上、提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であつて、審査申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

- (ア) 徳島県内の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員として属する徳島県内の営業所の所在地を管轄する警察署
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた徳島県内の警察署

エ 提出期間

審査申請書等の提出は、令和8年9月24日（木）、同月25日（金）、同月28日（月）から同月30日（水）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

オ 審査手数料

審査申請書を提出する際に、審査手数料として、4,700円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された審査手数料は、還付しない。

6 検定合格者審査

(1) 検定合格者審査の実施概要

検定合格者審査は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

検定合格者審査に際しては、現に所有する旧合格証及び筆記用具を持参すること。

なお、旧合格証を持参していない者は、検定合格者審査を受けることができないので注意すること。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定合格者審査の当日、2の(2)に規定する実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定合格者審査に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

- (1) 審査申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。
- (2) 発熱、体調不良等の疑いがある者、体調に不安のある者等については、受験を認めない場合がある。
- (3) 天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更又は中止する場合は、審査申請者又は受験者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

9 問合せ先

この検定合格者審査に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定合格者審査の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。